

生活習慣病検診等管理指導懇話会開催要綱

(目的)

第1 がん等の生活習慣病の動向を把握するとともに、市町で実施される健康診査の実施状況や検診実施機関の精度管理の状況について把握・評価し適切な指導を行うにあたり、有識者や関係団体等から専門的な見地に立った意見等を聴取するため、生活習慣病検診等管理指導懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2 次に掲げる事項について検討する。なお、検討のため必要に応じて、検診実施機関の協力を得て、実地調査を行うことができる。

- (1) 市町が実施した健康診査の効果、効率等を評価し、今後における検診の実施方法について検討する。
- (2) 検診実施機関における精度管理の状況評価を行い、今後における精度管理のあり方について検討する。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、がん検診事業の円滑な推進に必要な事項に関すること。

(部会の開催)

第3 懇話会は、胃がん部会、子宮がん部会、肺がん部会、乳がん部会、大腸がん部会の5部会（以下「部会」という。）を開催する。

- 2 懇話会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(運営)

第4 懇話会及び部会の開催に係る構成員の招集は、保健医療部疾病対策課長が行う。

- 2 構成員は、事故その他やむを得ない理由により懇話会及び部会に出席できないときは、あらかじめ保健医療部疾病対策課長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 懇話会及び部会の議事を進行するため、構成員の互選により、座長を選任する。座長は、構成員の承認を得て、構成員の中から座長代理を指名することができる。
- 4 座長代理は、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 保健医療部疾病対策課長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に懇話会及び部会の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(謝金及び旅費)

第5 構成員（県の職員である構成員を除く）及び構成員の代理人が懇話会及び部会に出席したときは、謝金及び旅費を次のとおり支給する。

- (1) 謝金の支給については、別に定める。
- (2) 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、懇話会及び部会の開催に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、2019（平成31）年1月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、2022年1月9日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年1月9日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年1月10日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年1月9日限り、その効力を失う。